

喜界島ジオ親子留学実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、喜界町内の小・中学校に転入学を希望する児童・生徒を受け入れ、美しい自然と人情味あふれる環境の中で地元の子どもや地域との相互交流を通して豊かな人間性を育むとともに、教育活動の充実、定住促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親子留学 新規転入の親子で、その保護者とともに本町へ転入し、喜界町内に居住しながら、町が指定する学校に通学することをいう。
- (2) 留学生 この要綱の規定により留学が許可された児童・生徒をいう。
- (3) 保護者 留学生的扶養義務者又は同居の親族及び扶養義務者と同等の義務を負う者をいう。

(対象者)

第3条 親子留学の対象者は、喜界町に転入し、喜界町立小・中学校に通学を希望する小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒とする。

(応募基準)

第4条 親子留学の応募基準は、次のとおりとする。

- (1) 地域の自然や環境を理解し、転入学を希望する親子
- (2) 豊かな体験と地元の子どもや地域との相互交流を通じて、第2のふるさとを求める親子
- (3) 喜界町で生活する意思があり、かつ住民登録ができる親子

(期間)

第5条 親子留学の期間は、原則として4月から1年間とする。

(申請)

第6条 親子留学を希望する保護者は、喜界島ジオ親子留学申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を喜界町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第7条 留学生の決定は、第4条の応募基準を満たす親子の状況、受入れ学校の状況等を総合的に勘案して喜界島ジオ親子留学実行委員会（以下「実行委員会」という。）で協議し、決定後、教育委員会が承認する。

2 教育委員会は、喜界島ジオ親子留学受入許可書（別記第2号様式。以下「許可書」という。）により保護者に通知するものとする。

(契約)

第8条 親子留学を円滑に実施するため、喜界島ジオ親子留学契約書（別記第3号様式）により、留学生の保護者と教育委員会との間で契約書を締結するものとする。

(必要経費)

第9条 留学生に係る経費は、次のとおりとする。

- (1) 留学生に係る経費は、原則として保護者の負担とする。
- (2) 喜界島ジオ親子留学補助金として、留学生1人につき、月額30,000円を補助する。ただし、2人目以降は月額15,000円とし、毎月末日までに保護者が指定する口座へ振り込むものとする。
- (3) 家賃補助として、家賃の2分の1以内の額を補助し、上限を10,000円とする。ただし、集落会費、光熱水費、通信運搬費など生活に必要となる経費は、保護者が負担する。
- (4) 学校教材費、学用品費など学校生活における経費は、保護者が負担する。
- (5) 家財道具、寝具、車等、日常生活に必要なものは、保護

者が準備する。

(期間の延長)

第10条 親子留学期間の延長を希望する留学生の保護者は、喜界島ジオ親子留学契約期間延長申請書（別記第4号様式）を、10月31日までに教育委員会へ提出しなければならない。提出しない場合は、延長しないものとする。

2 教育委員会は、実行委員会で決定した留学延長の可否を、親子留学期間の延長を希望する留学生の保護者に11月30日までに通知するものとする。

3 留学の期間は最長3年間とする。

(契約の解約)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、親子留学の契約を解除することができる。

(1) 児童生徒の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき。

(2) 家庭の事情等により解約希望が出たとき。

(3) 喜界町が規定する条例、規則等の定めに違反したとき。

(4) 正当な理由がなく保護者が負担すべき費用を負担しないとき。

(5) 申請書及び契約書等に虚偽があると判断されたとき。

(6) その他、教育委員会が親子留学不能と認めたとき。

2 教育委員会は、契約を解除したとき、喜界島ジオ親子留学解除通知書（別記第5号様式）により保護者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。